

すまいる通信

障がい児者福祉施設協議会 広報紙



今号の 主な内容

- 「地域のために」を合言葉にした
地域貢献活動の取組
- 「持続可能な社会に向けて
事業所の新たな取組」
- （二ページ）
- （三ページ）
- （四ページ）

- 「虐待防止
『禁止用語リスト』の取組」について
- （三ページ）

表紙の写真

「夏祭り！全力で楽しめます」

社会福祉法人いわき福音協会 光の家
放課後等デイサービス

児童発達支援管理責任者 先崎 美穂子さん

写真について

光の家の夏祭りは出店が沢山♪ テンションは最高！ 全力で楽しむぞ！

喜びのコメント

「萩原大晟（はぎはら たいせい）さんのコメント
『選ばれましたよ。』と伝えると、本人は『やった
ぜ～～!!』

「先崎美穂子さんのコメント」
やる気がみなぎる最高の瞬間を撮影できました。

表紙の写真を「すまいる通信」のタイトルにちなみ、会員施設・事業所の皆様から笑顔の写真を大募集！ 応募作品の中から選ばれたのは、「社会福祉法人いわき福音協会 光の家 放課後等デイサービス 児童発達支援管理責任者 先崎美穂子（せんざき みほこ）さん」の作品です。
また、惜しくも大賞は逃したけれど、寄せられたステキな笑顔の写真も紹介します。

「地域のために」を合言葉にした地域貢献活動の取組

社会福祉法人 いわき福音協会
地域貢献委員会 委員長

石本 達哉

2

私たちの地域貢献委員会は、平成二十七年に法人内各事業所の職員七名でスタートしました。発足当初は、「地域貢献も大切だけど自分の事業所が忙しいのになあ…」といった思いがありました。が、貢献活動は、福祉の制度に縛られない自由があることに気づき、少しずつ委員会活動を楽しむことができるようになりました。今では、委員会のメンバーも発足当初の倍の十四名となり、「地域が必要としていること」「自分ができること」「自分たちにしかできないこと」を考えながら取組めるようになりました。そんな私たちが今、積極的に取組んでいる主な活動をご紹介します。

生活困窮者等を対象とした「ふれあいサロン」



思い思いに時間を過ごすことができるふれあいサロン

平成二十九年に福島県社会福祉法人経営者協議会の「地域における公益的な取組推進試行事業」のモデル事業として、地域において家族、友人、近隣等との交流が乏しい方などを対象に、孤立感の解消や社会参加の促進などを目的に、毎月一回、障がい児者支援センターエリコ（法人施設）において「ふれあいサロン」を開催しています。

「自由と楽しさ」をコ

ンセプトに、トランプ、

テニス、

卓球、

将棋、

麻雀、

塗り絵、

おもちゃ遊び、

手芸、

お絵かき、

おしゃべり、

歌、

踊りなど、

様々な

活動が

行われています。

小・中・高校生等を対象とした福祉体験学習



移動介護器「ささえ手」の福祉機器体験

子どもたちの「福祉を学びたい」を全力で応援するため、学校へ出向いての福祉講話、福祉施設での障がい者とのふれあいなどを目的として、福祉体験ツアーアーを実施しています。

子どもたちは、実際に見て触れて感じる、施設の雰囲気、障がい者や支援者との交流による気づきや優しさを通して、普通に暮らすことへの感謝を改めて実感することができます。



地域の美化活動



歩道の草引きやゴミ拾い活動

コロナ禍により自粛しなければならない活動がありますが、それでも「何かしたい」という想いから、公園や歩道などのごみ拾い（草刈り）活動を始めました。中途半端な気持ちではなく、始めた活動は、少しでも長く継続していきたいと考えています。私たちの小さな活動により、たくさんさんの「ありがとう」が溢れる地域を目指していきます。

オセロ、将棋、麻雀、塗り絵、勉強、雑談、ギター演奏（鑑賞）、パーティーゲーム、日向ぼっこ、植栽、時にはバーベキューや手巻き寿司作りなど、思い思いにその時間過ごすことができる場所となっています。私たちはこれからも、この場に集う誰もが笑顔に溢れ「また参加したい」「楽しかったあ」と自然と口にしてしまうような温かい居場所を作り続けたいと思います。

地域の高齢の方々を対象として、紫陽花の咲く頃に、健康体操やビンゴゲーム、美味しい手作り弁当を楽しむ会食会を開催していましたが、現在は、コロナ禍により、開催の自粛を余儀なくされています。今は、どうすれば安心安全に開催することができるか思案中です。

地域の高齢者とのふれあい活動あじさい会会食会

あじさい会会食会は、地域のボランティア等とのコラボレーションでスタートした歴史ある活動です。

地域の高齢の方々を対象として、紫陽花の咲く頃に、健康体操やビンゴゲーム、美味しい手作り弁当を楽しむ会食会を開催していましたが、現在は、コロナ禍により、開催の自粛を余儀なくされています。今は、どうすれば安心安全に開催することができるか思案中です。

持続可能な社会に向けて ～事業所の新たな取組～

社会福祉法人育成会
みなみテラス 管理者

馬上 もうえ

政彦 まさひこ

～共生社会の実現を目指す～

みなみテラスは、人と人のつながりを生み出すことで地域を巻き込んだ「地域共生型事業所」として平成三十二年四月に事業を開始しました。併設する店舗では野菜やパン等の販売会やアクセサリー作りの体験教室、外部講師による絵画教室やプログラミング教室などを開催し、多くの方が足を運んでくださいました。

これまでの殆どの活動を新型コロナ

ウイルス感染症の影響により自粛せざるを得ない状況となりましたが、「農福連携」を筆頭に伝統工芸や地元企業などの様々な分野と連携することで地域とつながることができております。こういった取組が共生社会への第一歩であると考え、また、SDGsの「誰一人取り残さない」視

点でこれからも共生社会の実現に向けた様々な連携を進めていきます。



みなみテラス



bo-shi coffee
COFFEE BEANS ROASTING FACTORY

みなみテラス



遠野紙子屋
WASHI SHOP TORINO

みなみテラス



～NPO法人と「農福連携」～

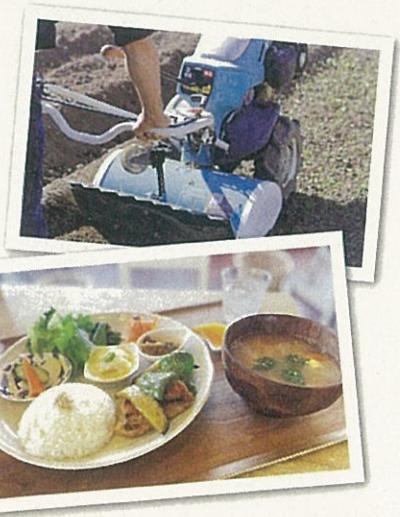
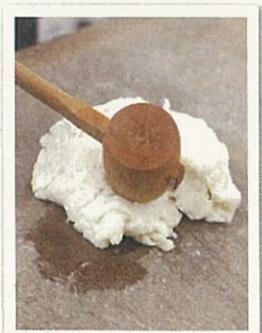
遊休農地の所有者の地元NPO法人「勿来まちづくりサポートセンター」とつながり、農作業を始めました。荒れた農地だったため一年目は石拾いや草刈りといった環境整備に従事し、二年目から無農薬にこだわった野菜の栽培をスタート。三年目の令和四年度はジャガイモ、タマネギ、オクラ、イタリア野菜など多彩な野菜を収穫できるまでになりました。同NPO法人は健康志向の発酵食品をテーマにしたレストラン「交流スペースなつくる」を運営しており、収穫した野菜はそこで調理されてお客様に提供されるとで「福祉」と「社会」との関わりが生まれています。更に「交流スペースなつくる」の敷地の環境整備も行い、そこで集めた落ち葉を堆肥場に運び、その肥料を利用して野菜を育てる「循環型」の農業を実践しています。

～伝統と福祉の「伝福連携」～

いわき市の伝統工芸である「遠野和紙」の紙漉き体験に参加したのを機に縁が生まれ、伝統を継承した地元遠野町にある「遠野紙子屋」から和紙の原料となる煮た楮(こうぞ)を木槌で叩いて繊維をほぐす作業の依頼を受けました。和紙づくりの工程の一部を引き受けることで地元の伝統工芸を陰で支えています。将来的にはみなみテラスが制作する革製品と遠野和紙をコラボレーションさせた商品開発にも挑戦したいと考えています。

～コーヒーショップと「企業連携」～

地元で注目されているコーヒーショップ「bo-shi coffee (ぼうしコーヒー)」とコラボレーションし、「オリジナルブレンドコーヒー」を作ったことがきっかけで、令和四年五月から虫食いや欠けてしまった不良豆を手作業で選別する作業を担当することになりました。手作業で一粒一粒不良豆の選別をすることでコーヒーの品質が上がり、また、サステナブルなアクションを起こしているコーヒーショップと連携することで、障がいを持つ利用者の皆さんとの「働きがい」、生産国である貧困地区の方々の「働きがい」を生み出すと共にコーヒーを飲んでいただくことで貧困地区の雇用が創出されるSDGsな試みとなっています。



「虐待防止『禁止用語リスト』の取組」について

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会
すかがわ地方基幹相談支援センター管理者

深谷 勝仁

かづひと



○作成にいたつた経緯と作成の経過

令和二年度における須賀川市、鏡石町、天栄村の障がい者虐待通報に関しては、十七件の通報受理がありそのうち十一件は、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、市町村保健師、社会福祉協議会職員などから障害者虐待防止センター（基幹相談支援センター）への通報、他六件についてお

りました。令和元年の通報件数から大幅の増加があり、令和三年度須賀川地方地域自立支援協議会権利擁護部会にて検討を開始しました。

部会内では、小さなりスクを「見える化」することで、利用者の皆さんの尊厳を守る意味でも、呼称においては「～さん」付けの徹底や、命令口調や指示的な口調など、上から目線の言葉遣いを全面的に禁止できるよう権利擁護部会として各支援機関へ啓発していくことが必要でした。また、共通で確認できるツールがあらとの意見から、「禁止用語リスト」を作成するこ



・第一回 地域の障がい者虐待について現状を確認し、グループワークにて禁止用語と思われる言葉について協議

・第二回 「禁止用語リスト」に掲載する言葉の分類わけ及び掲載方法の精査

・第三回 「禁止用語リスト」を最終確認し完成報告及び報道機関への周知

・完成後 須賀川市、鏡石町、天栄村内の障がい児者支援機関、病院、訪問看護ステーション等、約100の支援機関に配布し、支援員や職員の見えるところへ掲示を依頼。

○作成、配布後の地域や施設、病院の方々から反響と効果

令和三年に配布した禁止用語リストの使用状況や効果を確認するため、令和四年六月にリストを配布した支援機関にアンケートを実施しました。その結果、約五十支援機関から回答があり、約七割の事業所で職員や利用者さんが見える箇所に掲示し意識付けになっているとの回答をいただき一定の効果を感じています。また、次のような意見もありました。

・以前にも増して言葉遣いを意識するようになった。
・利用者はもちろん、職員同士で気にかけるようになった。
・これもダメなの？と意識付になつたが、業務多忙の中でつい使ってしまう。

・全体で話をするときに呼名をする際などは、特に気を付けて伝えるようにしている。

・職員同士でチェックし合っている、注意するように心掛けるようになった、等の意見も聞かれたが、「持続しない」という意見もある。

・出入り口に掲示しており、出入りするたびに見ている様子はある。

・業務前に確認し以前より意識をもつて対応しています。

○障がい者虐待防止センター
【須賀川市 鏡石町 天栄村】の虐待防止に関する活動について

昨今福祉業界では、目を覆いたくなる様な痛まい虐待事件が相次いでいます。

施設によっては、閉鎖的な環境になり、虐待事案が起こりやすい環境にあると思われます。そこで、利用者さん一人一人の権利を守る、小さな虐待の芽を摘む目的で、須賀川地方管内における障がい者虐待防止に関する研修会を毎年実施しています。また、事業所様から依頼があつた際や、新規開設事業所等に向けた虐待防止に関する出前講座等も行っています。



ととなりました。

「会員施設のセーフティネットとしての翼を担う」



障がい児者福祉施設協議会

会長 小林 香

(社会福祉法人矢吹厚生事業所
矢吹授産場(わーくる矢吹) 施設長)

令和四年度より、市川会長の後任として会長を務めさせていたたまくこととなりました矢吹授産場(わーくる矢吹) 施設長の小林香と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

未だ猛威を振るう新型コロナウイルスの影響により、各会員施設の皆様におかれましても、施設運営・感染対策には大変苦慮されていることと存じます。

すまいる通信発行に寄せて

本会におきましても、役員会または委員会の活動等オンラインでの活動を余儀なくされ、皆様と直接顔の見える意見交換・取組が行えていないことに、未だ戸惑いを感じる今日この頃です。しかしながらこのコロナ禍で、IT・ICTの活用等は、本会にとっても会員施設の皆様にとってもかつて無い先駆的な取組となり、日々日常がアップデートの連続だったかと思ひます。

さて、令和三年度の制度改革により、社会福祉施設等において令和六年四月から本格的にBCCP(事業継続計画策定)が義務化されます。社会福祉施設等では灾害や感染症等があつた際にも最低限のサービス提供を維持していくことが求められております。障害のある人も支援する人もそこに関わる全ての人々が笑顔で安心安全に暮らせる日常、心理的安全性の確保質の高いサービスが提供できるよう、県や国からの情報提供、一々添った研修会の開催、サポート体制の充実を図りながら、会員の皆様と一緒に取組んでいかなければと考えております。

また、本会の役割のひとつに、会員の皆様から提起された問題や課題等の要望事項を取りまとめ、県当局へ情報提供、県社協の構成団体として県議会各派へ制度要望等、施設の声を県や国の政策につなぐといった重要な役割もあります。

多様化・複雑化する福祉ニーズに柔軟に対応ができるよう、各会員施設の皆様のセーフティネットとしてその一翼を担えるよう、役員同心新たに取組んでまいります。

どうかこれからも変わらぬご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

調査委員会

令和四年度より、虐待防止及び身体拘束の適正化の取組が義務化されたことで、法人や事業所等では不備があれば実地指導などの指摘の他、身体拘束については、身体拘束未実施減算の対象になる可能性があるといわれています。

今年度は、平成二十七年度に行つた調査と比較し、新たな課題の把握と虐待防止へ向けたさらなる取組を目的とし、「障がい児者福祉施設における利用者の虐待防止・権利擁護に関するアンケート調査」を実施しました。

今回の調査結果が各事業所で活用され、虐待のない、より良い支援につながれば幸いです。

副委員長 星 加奈子

(地域生活サポートセンターエル白河)

副主任兼サービス管理責任者

研修委員会

令和四年十一月十四日に全国権利擁護支援ネットワーク代表で弁護士・国学院大学教授佐藤彰一先生を講師に迎え、「虐待防止・権利擁護について考える」コロナ禍における福祉施設関係者に求められる姿勢や考え方のオンライン研修会を開催しました。

障がい者の虐待防止・権利擁護について過去の事例を交えて端的にわかりやすく説明していただきました。また、各施設から出された虐待防止・権利擁護に関する悩み・課題についての質疑応答もあり、大変有意義な時間となりました。

この研修を通じて、日々の支援の根底に

一人ひとりの権利擁護や人間の尊厳があることを再認識し、日々の支援や関わりを振り返る良い機会となりました。

すまいる通信第十三号が完成し、皆様のお手元に届けることができました。作成に携わったすべての関係者に感謝申し上げます。

今号では、いわき福音協会様で実施している公益的な取組事例を、育成会みなみテラス様が実践する福祉と様々な分野との事業連携を、須賀川市社会福祉協議会様が取組む障がい児者の権利擁護啓発活動の一つとしての実績を、それぞれご寄稿いただきました。

広報委員会

副委員長 草野 美恵子

(はらまちひばりワーカセンター 生活支援員)

すまいる通信第十三号が完成し、皆様のお手元に届けることができました。作成に携わったすべての関係者に感謝申し上げます。

今号では、いわき福音協会様で実施している公益的な取組事例を、育成会みなみテラス様が実践する福祉と様々な分野との事業連携を、須賀川市社会福祉協議会様が取組む障がい児者の権利擁護啓発活動の一つとしての実績を、それぞれご寄稿いただきました。

音協会様で実施している公益的な取組事例を、育成会みなみテラス様が実践する福祉と様々な分野との事業連携を、須賀川市社会福祉協議会様が取組む障がい児者の権利擁護啓発活動の一つとしての実績を、それぞれご寄稿いただきました。

の内容は、すべての法律・規則に沿って大変参考になるものであり、保存版としてお手元に備えておけるものと考えております。

さらに、今号では、禁止用語作成の様子を、それぞれご寄稿いたしました。これら

の内容は、すべての法律・規則に沿って大変参考になるものであり、保存版としてお手元に備えておけるものと考えております。

さらに、今号では、禁止用語リストを付録としておりますので、施設内に掲示する他、スタッフの方々に配布するなど、是非ご活用ください。

副委員長 新貝 典央

(障害福祉サービス事業所 ゆめのまちサービス管理責任者)

今号では、いわき福音協会様で実施している公益的な取組事例を、育成会みなみテラス様が実践する福祉と様々な分野との事業連携を、須賀川市社会福祉協議会様が取組む障がい児者の権利擁護啓発活動の一つとしての実績を、それぞれご寄稿いただきました。

編集後記



障がい児者福祉施設対象 禁止用語リスト

障害者が施設や職場でひどい虐待を受けることは、人として生きる権利を否定されることになります。背景には、施設の閉鎖性や虐待に対する認識不足(認識のズレ)などがあると思われます。人権擁護のためには、どんな小さな虐待の芽でも全て撲滅なければなりません。そのため、広報委員会から、これまで様々な場面での虐待の芽になる悪い言葉と正しい言葉の言い回しの「禁止用語リスト」を紹介します。

(出典：令和3年度須賀川地方地域自立支援協議会権利擁護部会発行「障がい児・者支援機関対象 禁止用語リスト」)

命令口調
<ul style="list-style-type: none"> ●「早く準備して」 ●「ちゃんと話を聞いて」 ●「静かにして」 ●「じっとして」 

職務放棄
<ul style="list-style-type: none"> ●「困らせないで」 ●「ちょっと待って」 ●「忙しいから後にして」 ●「同じこと何回も聞かないで」 

上から目線
<ul style="list-style-type: none"> ●事業所職員を「先生」と呼ばせる ●利用者さんを「〇〇君」 「〇〇ちゃん」やあだ名で呼ぶ ●「え?」「何?」などきつい言い方で返事する ●「じっとして」 

良くない態度
<ul style="list-style-type: none"> ●ため息をつく ●舌打ちする ●無視する ●聞こえないふりをする 

胥し文句
<ul style="list-style-type: none"> ●「運動しないと要介護になるよ」 ●「ルールを守らないと家に帰すよ」 ●「家族に言っちゃうよ」 ●「どうなつても知らないよ」 

尊厳を傷つける言葉
<ul style="list-style-type: none"> ●「作業を“させる”」 ●「手伝つて“あげる”」 ●「前にも言ったよね、何回言われたらわかるの?」 ●「どうせできないでしょ」 

利用者さんへの伝え方、接し方を
もう一度見直してみましょう。

障がい児者福祉施設対象 禁止用語一覧

命令口調

禁止用語	正しい言葉の使い方
○○しちゃダメ! ○○しなさい!	▶ ○○しましょう
○○までにやっておいて!	▶ ○○までにできますか?
静かにしろ! 黙って!	▶ (理由を説明して) 静かにしましょう
だから言つたでしょ!	▶ (使わない)

上から目線

○○しておいて	▶ ○○してもらえませんか?
ダメでしょ	▶ ○○しましょう
どうしてできないの?	▶ こうしていきましょうか?
あなたが悪いでしょ?	▶ ○○に気をつけましょう
○○した方がいいんじやない?	▶ ○○しますか?

脅し文句

○○しないと○○しちゃうぞ	▶ ○○しましょうね
やっちゃんダメでしょ	▶ ○○やらないようにしましょうね
閉じ込めちゃうぞ	▶ (使わない)
入院になるよ	▶ (使わない)

尊厳を傷つける言葉

何でできない	▶ (できていることをほめる)
本当にわかってる? わかった?	▶ 理解できましたか?
○○でちゅか? (幼稚な言葉)	▶ ○○ですか?
考えなくていいよ、言ったとおりにして	▶ (利用者が理解できるように具体的な説明)
お金がないのに	▶ (使わない)
帰る? 悪いよ、来ないで、来なくていいよ	▶ (使わない)
あなたと話すと疲れるんだよね	▶ (使わない)
何言ってるの?	▶ (使わない)

職務放棄

自分でやって	▶ ○○さん、できますか?
○○さんに言って、○○さんが知ってるから	▶ ○○さんが詳しく知っているので、○○さんに聞いてもらつていいですか?
今、無理	▶ 今、○○しているので、○○が終わってからでもいいですか?
面倒くさいな	▶ (使わない)
ずっと○○してはいけない	▶ (使わない)
勝手にしろ	▶ (使わない)

(出典：令和3年度須賀川地方地域自立支援協議会権利擁護部会発行「障がい児・者支援機関対象 禁止用語リスト」)